

①介護（補償）等給付・介護料の最低保障額の改定について

<改正の趣旨>

- 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考にし見直すこととしている。
- 今般、令和3年度に改定された最低賃金の全国加重平均に基づき、介護（補償）等給付の最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最低保障額についても、同様に見直す。

【労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付】

	最低保障額
常時介護を要する者	<u>75,290円</u> (73,090円)
随時介護を要する者	<u>37,600円</u> (36,500円)

【炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料】

	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>75,290円</u> (73,090円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>56,490円</u> (54,790円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>37,600円</u> (36,500円)

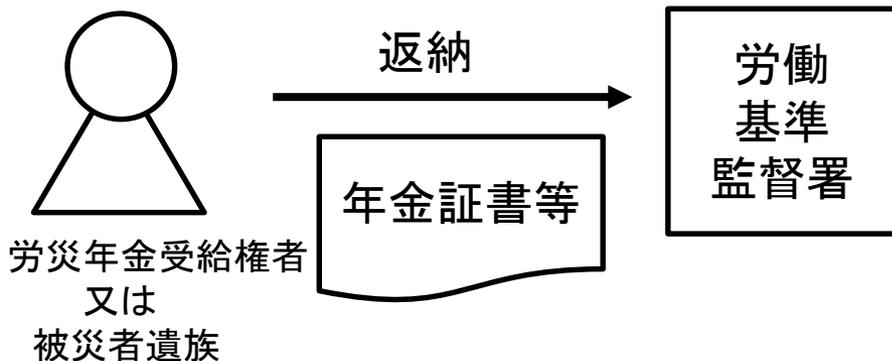
※（ ）内は現行額

②遺族（補償）等年金の年金証書等の返納の廃止について

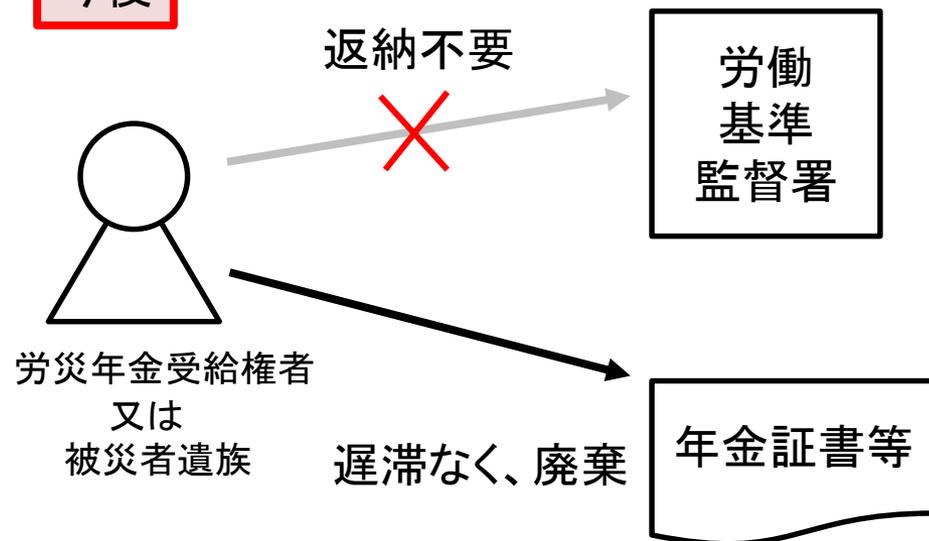
<改正の趣旨>

- 現在、労災年金受給権者に対して年金証書を交付しているところ、年金証書を亡失し再交付を受けた後に、亡失した年金証書を発見した場合には、遅滞なく労働基準監督署に年金証書の返納を義務付けている。また、年金受給権者の受給権が消滅した場合にも、受給権者本人又はその遺族に労働基準監督署への年金証書の返納を義務付けている。
- 令和3年5月14日に公表された「行政手続における書面主義の見直し方針」において、返納に係る手続については、所有者による自己廃棄で代替可能とすることとしているため、今般、亡失後に発見した年金証書及び年金受給権消滅後の年金証書について、遅滞なく廃棄することとするよう改正を行う。
- また、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年厚生労働省令第39号)においても特別遺族年金証書の労働基準監督署への返納の規定が定められているため、同様の改正を行う。

従来



今後



③労災就学援護費の対象となる者の拡大について

<改正の趣旨>

- 労災就学援護費は、労働災害による遺族年金受給権者等のうち、学資等の支弁が困難と認められるものに対し、当該受給権者又は当該受給権者と生計を同じくしている子の学資等の一部を支給するもの。
- 現行では、学校教育法上の学校又は公共職業能力開発施設が労災就学援護費の対象となっているが、独立行政法人が設置する海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校については、学校教育法上の学校又は公共職業能力開発施設に該当せず、労災就学援護費の対象とはなっていない。
- 今般、全国健康保険協会より、海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校の在学者についても労災就学援護費の対象とするよう要望があったところ。
- 海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校において実施される教育訓練等は、公共職業訓練に準じた性質を持つと考えられること等を踏まえ、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育訓練等として厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者についても、労災就学援護費の支給の対象とする。
- なお、今回新たに対象とする者に対する労災就学援護費の額については、公共職業能力開発施設と同様とする(高校相当:月額1万7千円、大学相当:月額3万9千円)。

<具体的な要件の案>

- ① 職業の教育訓練等を行っている施設であること
 - ② 当該施設の設置主体が国又は地方公共団体(独立行政法人等を含む。)であること
- 等(※)

<今般の見直しにより対象となる施設の例>

国立(独立行政法人立)	公立
海上技術学校 海上技術短期大学校 海技大学校 水産大学校 看護大学校	農業大学校 林業大学校 水産研修所

(※)詳細については、労災就学等援護費支給要綱(通達)において定める。